（１）廃鉛蓄電池等の国内・国外における処理等の状況について

（第２回　環境省バーゼル技術検討会議資料　2024年5月27日）

① 前回のバーゼル法規制の背景とその対応

② 鉛のくず輸出の現状

③ 鉛製錬業界からみた不適正ヤード問題

① 前回のバーゼル法規制の背景とその対応

1．廃鉛蓄電池のバーゼル法規制の背景
・韓国での環境問題
－かつて、韓国で発生した鉛原料由来の環境問題（2016年6月24日 韓国環境部発表の報道）
⇒　これを契機に日本からの廃鉛蓄電池輸出が厳格化
－ヒ素基準値を超過した指定廃棄物（スラグ）を不法廃棄した処理業者を大量摘発した。
－環境部（長官ユン・ソンギュ）は1級発ガン物質であるヒ素の法定基準値を最大682倍も超過した指定廃棄物“鉱滓”を数年間組織的に不法処理した廃バッテリー（鉛蓄電池）リサイクル業者11ヶ所（法人9社）を摘発した。
－これらの企業はヒ素の法定基準値1.5mg/Lに対して、少なくとも2倍、最大で682倍まで超過した指定廃棄物である鉱滓約17万トンを数年間組織的に不法処理してきた。

資料：KBS News

資料：www.iksanopennews.com

・韓国　益山（イクサン）市のスラグ不法廃棄の原状回復処理が2018年11月21日に漸く始まった。
・不法埋立した155万トン（鉛スラグ以外も含む）を毎年10万～17万トン処理していく。（10年間かる？）
・処理にかかる総費用は3千億ウォン（300億円）

2．国内での対応、その後
・2018年改正バーゼル法を施行
【改正以前】（韓国向け等）OECD向け基準で比較的簡易
【改正以後】非OECD向け基準（書類提出増）+日本の基準を上回る証明が必要

・2019年以降、廃鉛蓄電池の輸出は事実上ストップ（右記参照）
・しかしながら、近年「鉛のくず」というかたちで新たな鉛原料の輸出が急増している。

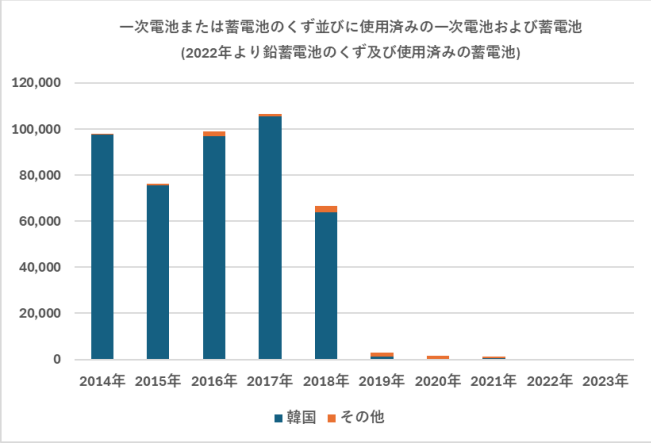

② 鉛のくず輸出の現状

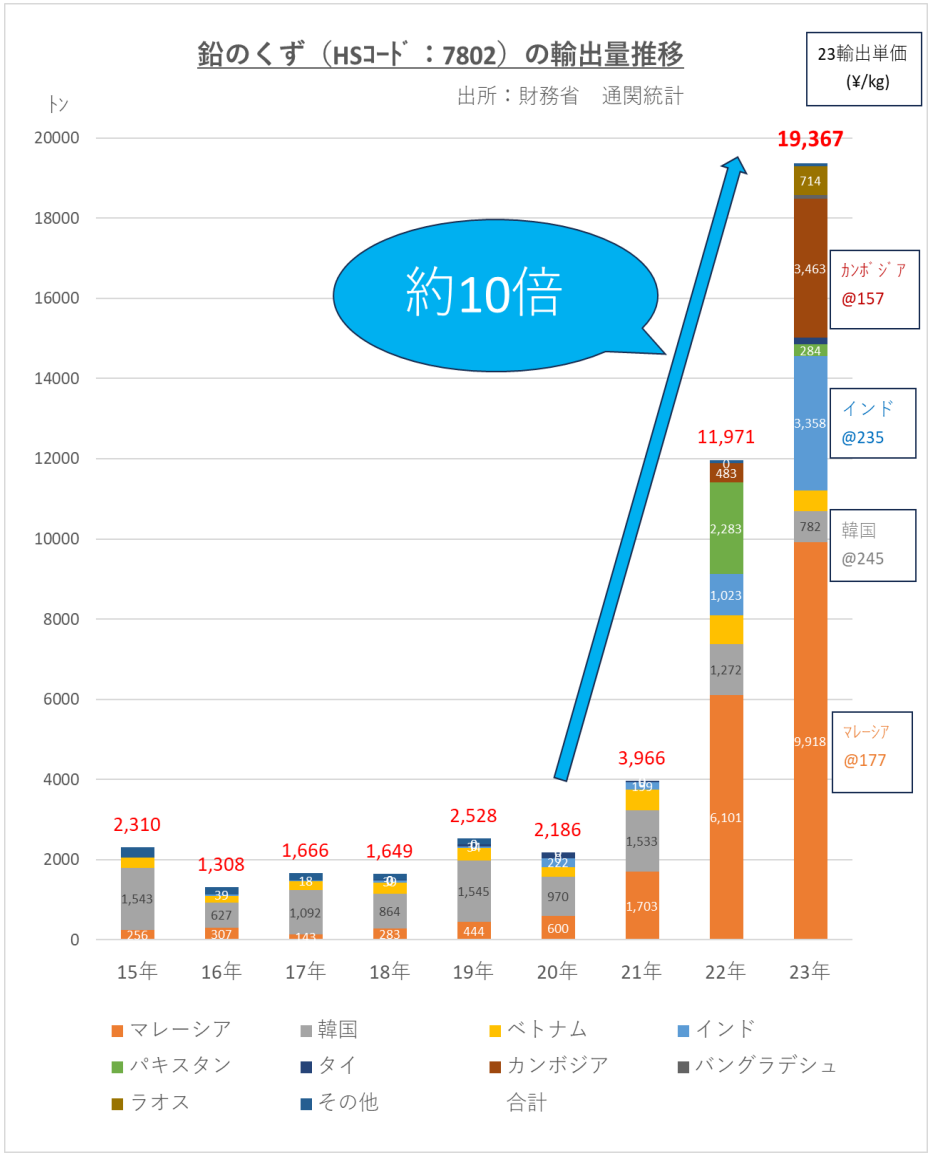

鉛管屑

鉛板屑

輸出可能な鉛くず例

巣鉛

巣鉛破砕品

バーゼル許可が必要

- 鉛のくずの輸出は、2023年には2020年以前の約10倍に急増、特にマレーシアなどの東南アジア地域で伸びが顕著
- 背景として、バーゼル法の規制対象である廃鉛蓄電池を新規参入業者が不適正ヤード等で違法に収集、解体処理し輸出しているものと考えられる
- 日本の鉛需要は90%近くが鉛蓄電池であり、国内では廃鉛蓄電池以外のスクラップは限られている
- また、2021年頃より輸出価格の二極化が見られ、マレーシアやカンボジア向けは安い、これは従来から輸出されてきた金属系屑と違って鉛品位の低い巣鉛を多く含むためと推察される

③ 鉛製錬業界からみた不適正ヤード問題

1．不適正ヤードの問題点
- 鉛くず不正輸出、更には海外での環境汚染の温床になりうる　・・・　**《バーゼル法違反》**
- 鉛原料調達における不公正な競争　・・・　**《競争環境阻害》**
  －競争相手の業者は、必要十分な設備投資を行わず、納税の責任を負わない
- ヤード周辺環境汚染および作業者の健康被害　・・・　**《環境問題》**
  －廃鉛蓄電池は、極板には鉛を、電解液として劇物である希硫酸を使用しており、
  　適切な処理を行い、十分な教育を受けた作業者が取り扱う必要がある
  －なお、適正な操業を行うためには最低限以下のような対応が求められる
  　産業廃棄物の適正処理　【廃棄物処理法】
  　排ガス・排水の適正処理　【大気汚染防止法、水質汚濁防止法】
  　汚染水、鉛含有物等の土壌への流失防止　【土壌汚染対策法】
  　粉塵・騒音等への対策　【大気汚染防止法、騒音規制法】
  　作業者への安全配慮　【労働安全衛生法等】
  　各種法令等に基ずく届出・許認可の実施【法令順守】
- 廃鉛蓄電池処理に由来する鉱滓処分の重要性
  －発生する廃棄物＝鉱滓は、鉛の含有等のため特別管理廃棄物に該当する場合あり
  　（溶出試験基準値：ヒ素 0.3mg/l、鉛 0.3mg/l 等）
  －国内鉛製錬業者は、廃棄物処理法に基づき鉱滓を産廃業者に委託し管理型または遮断型処分場にて処分

2．不適正ヤードの対応
- 不適正ヤードをめぐっては、国内各地で様々な問題が発生しており、新聞等のメディアでも報道されている。（日刊産業新聞2023年11月16日）
- 自治体においても環境保全や周辺住民保護を目的に条例等でヤード規制の動きがある。

自治体	新設時の届出/許可	罰則規定	実施年月
長野県飯田市	届出制	有	2012年1月（改定）
神奈川県綾瀬市	届出制	無	2019年7月
千葉市	許可制	有	2021年11月
茨城県境町	許可制	無	2021年12月
千葉県袖ケ浦市	許可制	有	2023年4月
千葉県	許可制	有	2023年4月
埼玉県さいたま市	許可制（見通し）	無（見通し）	2024年4月（予定）
埼玉県北本市	届出制（見通し）	有（見通し）	2024年4月（予定）
茨城県境町	許可制（見通し）	有（見通し）	未定
埼玉県越谷市	許可制（見通し）	有（見通し）	未定

③ 鉛製錬業界からみた不適正ヤード問題

・日本鉱業協会内で議論し、鉛製錬各社(廃鉛蓄電池を原料として扱う一次製錬および二次製錬会社)は原料である廃鉛蓄電池の購入先に対し、不適正ヤード由来の原料を取り扱わないよう求める書状を発送し、不適正ヤードを抑制する活動を進めている。

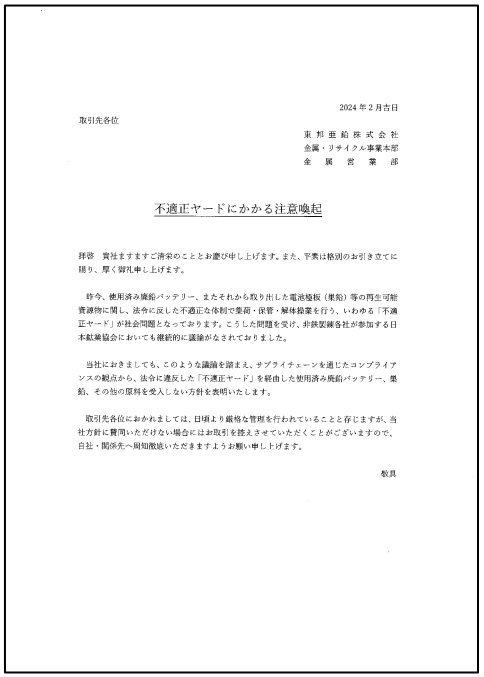

2024年2月吉日

取引先各位

東邦亜鉛株式会社
金属・リサイクル事業本部
金　属　営　業　部

不適正ヤードにかかる注意喚起

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てに預り、厚く御礼申し上げます。

昨今、使用済み廃鉛バッテリー、またそれから取り出した電池極板（黒鉛）等の再生可能資源物に関し、法令に反した不適正な体制で集荷・保管・解体操業を行う、いわゆる「不適正ヤード」が社会問題となっております。こうした問題を受け、非鉄製錬各社が参加する日本鉱業協会においても継続的に議論がなされておりました。

当社におきましても、このような議論を踏まえ、サプライチェーンを通じたコンプライアンスの観点から、法令に違反した「不適正ヤード」を経由した使用済み廃鉛バッテリー、黒鉛、その他の原料を受入しない方針を表明いたします。

取引先各位におかれましては、日頃より厳格な管理を行われていることと存じますが、当社方針に賛同いただけない場合には取引を控えさせていただくことがございますので、自社・関係先へ周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

敬具

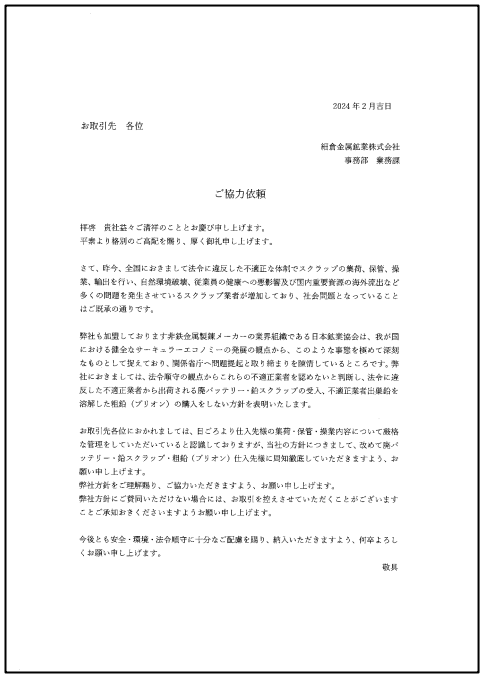

2024年2月吉日

お取引先　各位

昭倉金属鉱業株式会社
事務部　業務課

ご協力依頼

拝啓　貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、全国におきまして法令に違反した不適正な体制でスクラップの集荷、保管、操業、輸出を行い、自然環境破壊、従業員の健康への悪影響及び国内重要資源の海外流出など多くの問題を発生させているスクラップ業者が増加しており、社会問題となっていることはご既承の通りです。

弊社も加盟しております非鉄金属製錬メーカーの業界組織である日本鉱業協会は、我が国における健全なサーキュラーエコノミーの発展の観点から、このような事態を極めて深刻なものとして捉えており、関係省庁へ問題提起と取り締まりを陳情しているところです。弊社におきましては、法令順守の観点からこれらの不適正業者を認めないと判断し、法令に違反した不適正業者から出荷される廃バッテリー・鉛スクラップの受入、不適正業者出巣鉛を溶解した粗鉛（ブリオン）の購入をしない方針を表明いたします。

お取引先各位におかれましては、日ごろより仕入先様の集荷・保管・操業内容について厳格な管理をしていただいていると認識しておりますが、当社の方針につきまして、改めて廃バッテリー・鉛スクラップ・粗鉛（ブリオン）仕入先様に周知徹底していただきますよう、お願い申し上げます。
弊社方針をご理解賜り、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。
弊社方針にご賛同いただけない場合には、お取引を控えさせていただくことがございますことご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

今後とも安全・環境・法令順守に十分なご配慮を賜り、納入いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

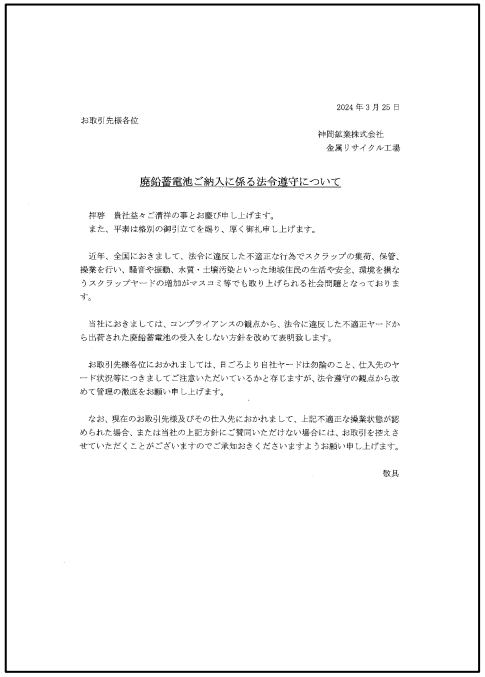

2024年3月25日

お取引先様各位

神岡鉱業株式会社
金属リサイクル工場

廃鉛蓄電池ご納入に係る法令遵守について

拝啓　貴社益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。
また、平素は格別の御引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、全国におきまして、法令に違反した不適正な行為でスクラップの集荷、保管、操業を行い、騒音や振動、水質・土壌汚染といった地域住民の生活や安全、環境を損なうスクラップヤードの増加がマスコミ等でも取り上げられる社会問題となっております。

当社におきましては、コンプライアンスの観点から、法令に違反した不適正ヤードから出荷された廃鉛蓄電池の受入をしない方針を改めて表明致します。

お取引先様各位におかれましては、日ごろより自社ヤードは勿論のこと、仕入先のヤード状況等につきましてご注意いただいているかと存じますが、法令遵守の観点から改めて管理の徹底をお願い申し上げます。

なお、現在のお取引先様及びその仕入先におかれまして、上記不適正な操業状態が認められた場合、または当社の上記方針にご賛同いただけない場合には、お取引を控えさせていただくことがございますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

敬具

・不適正ヤードに関し自治体レベルの条例等による規制では、規制の緩い地域へ業者が拠点を移す事例もみられ、廃棄物処理法の見直しや厳格な適用、国による法律等での一律規制が求められる。